

ドローン飛行あかん!!



【規制期間】 2025年1月19日～10月13日

【規制区域】 夢洲及びその周囲おおむね1,000m

【罰則】 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



(c) ZENRIN Co.LTD.(Z23J H第616号、Z23J H第617号)

国土交通省



大阪府



大阪府警察



※大阪府条例の詳細な規制区域は大阪府または大阪府警察のHPをご覧ください。規制区域は今後、新たに指定されることもあります。
※規制区域におけるドローン等の飛行に関しては、事前の同意や警察への通報などの手続きが必要になります。
※また、夢洲周辺は航空法の飛行禁止空域に該当します。



大阪府

大阪府警察

大阪・関西万博
公式キャラクター
ミャクミャク
©Expo 2025

